新潟市養育支援訪問事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、当該家庭における養育が適切に行われるよう、訪問による支援を行う新潟市養育支援訪問事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（実施主体）

第２条　本事業の実施主体は、新潟市とする。

（対象者）

第３条　本事業の支援対象は、新潟市内に在住する者のうち、次に掲げる家庭の妊婦又は児童及びその保護者とする。

（１）　若年妊婦、望まない妊娠など、妊娠期からの継続支援が必要な家庭

（２）　育児ストレス、産後うつなど、子育てに対する強い不安や孤立感を抱える家庭

（３）　不適切な養育状態にあるなど、児童虐待のおそれやリスクのある家庭

（４）　児童養護施設等の退所や里親委託の終了の後、支援が必要な家庭

（５）　新潟市子育て世帯訪問支援事業の対象となる家庭

（支援内容）

第４条　支援内容は次に掲げるとおりとする。

保健師、助産師、児童福祉司等の専門職による専門的相談支援の実施

ア　妊娠及び出産に関する相談、助言又は指導

イ　児童の発達及び発育に関する相談、助言又は指導

ウ　保護者の身体的又は精神的不調状態に関する相談又は助言

エ　児童の養育に関する相談又は助言

（中核機関）

第５条　本事業の中核となる機関（以下、「中核機関」という。）は、区健康福祉課とし、本事業による支援の進行管理や当該事業の対象者に対する他の支援との連絡調整を行う。

（支援の方法）

第６条　本事業は、中核機関が支援の必要があると判断した家庭に対し、新潟市養育支援訪問事業支援計画（様式第１号）を策定した上で実施するものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

附　則

この要綱は、平成２８年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

新潟市養育支援訪問事業　支援計画

利用者氏名		住所	新潟市　　区
世帯員名 （続柄・年齢）			

計画作成日：

計画作成者：

	現状・支援上の課題	支援目標	支援内容	頻度・時間	期　間	その他特記事項
養育者			【専門的相談支援】 ・ ・ ・ ※子育て世帯訪問支援事業を利用する場合は、以下について記入 【育児・家事援助】 ・ ・ ・	【専門的相談支援】 週　　回 時間 ※子育て世帯訪問支援事業を利用する場合は、以下について記入 【育児・家事援助】 週　　回 時間		
子ども						
養育環境						